規制シート(様式)

190197201150001 平成28年12月15日

130107201100001			
規制の名称	海上交通安全法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	海上交通安全法(昭和47年法律第115号)		海上保安庁交通部航行安全課 課長 笠尾 卓朗
規制目的	船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安 全を図ること。		
規制内容の概要	海上交通安全法は東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に適用しており、以下に掲げる規制等を定めている。 ・航路における一般的航法等、船舶の交通方法に関する規制 ・航路における工事等に対する海上保安庁長官の許可等、危険の防止に関する規制	関連する予算	_
規制の最近の 改廃経緯	1 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成21年法律第69号) (1)追越しの禁止等航路における新たな航法を新設 (2)来島海峡航路における一定速力の維持等特定の海域における新たな航法を新設 (3)海上保安庁長官による情報提供等船舶の安全な航行を援助するための措置を新設 2 海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成28年法律第42号)(未施行) (1)指定海域の定義を新設 (2)非常災害時における海上保安庁長官の措置等を新設	関連する 政策評価結果	平成24年政策レビュー 新たな船舶交通 安全政策の推進 (http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisaku/revie w-h24.pdf)
規制を維持、改革 又は新設する理由	「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」及び「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の検討過程において、交通政策審議会等において関係者の意見を踏まえ検討を行うなど、所要の規制の見直しを実施してきており、引き続き、船舶交通の安全を図るため、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	平成33年度		